第４章　資産の運用

（運用する資産の範囲）

第27条　対象とする資産は、寄付金、基金及びその他本協会の業務の運営に支障を来さない現預金とする。

（運用の基本方針）

第28条　資産の積立目的、運用可能期間その他の資産の特性を勘案し、元本償還の確実性が高く、安定的に運用益を確保できる方法により運用しなければならない。

（運用する金融商品）

第29条　運用する金融商品は、次の各号に掲げるものを対象とする。

①　円預金

②　公債

③　元本保証の金銭信託

２　満期設定がある金融商品については、原則その満期又は償還期限まで保有することとする。

３　償還年限又は運用期間が10年を超える金融商品は取得できないものとする。

４　第２項の定めによりがたい場合は、理事会の承認を得て会長が定めることとする。ただし、理事会の事前承認が困難なときは、会長が決定し理事会に報告する。

（運用計画）

第30条　主たる事務所の主管責任者は、資産を効率的に運用するため、運用計画を立て、予算承認の理事会で承認を得るものとする。

２　財務担当責任者は、前項の運用計画に基づき運用を行う。

（運用結果の報告）

第31条　運用結果は、決算承認の理事会に報告する。

（運用益の処理）

第32条　運用益については、本会計の収入に繰り入れることができる。

第５章　基金会計

（基金会計の設置）

第33条　定款第66条に規定する基金のうち、一般会計における基金については、会計の中に基金会計を設置し、本協会の他の資産と区分して処理する。

２　定款第66条に規定する基金のうち、理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金については、第５条第３項に規定する特別会計として、前項の基金会計とは別に区分した基金会計を設置することができる。

（加入金の基金繰入れ）

第34条　定款第18条第２項に規定する協会員の加入金については、収納の都度、これを一般基金に繰り入れる。

第６章　固定資産

（固定資産の範囲）

第35条　この規則において、固定資産とは、保有する資産のうち、流動資産以外の資産で、耐用年数１年以上、取得価格20万円以上の有形固定資産と無形固定資産をいう。

２　資産計上されたリース資産についても固定資産として取り扱うものとする。

（取得及び廃棄等の手続き）

第36条　固定資産の取得、全額償却及び廃棄等は、原則として、財務担当責任者の承認を受けて、これを行うものとする。

（固定資産台帳）

第37条　固定資産については、固定資産台帳を備え付けるものとする。

（減価償却）

第38条　固定資産（土地を除く。）については、原則として、毎会計年度末に減価償却を行うものとする。

２　減価償却の方法は、原則として、直接法による定額法とし、その耐用年数及び残存価格については、法人税法施行規則に定めるところによる。

（損害保険）

第39条　火災等により損害を受けるおそれがある固定資産については、適正な額の損害保険を掛けるものとする。

２　前項に規定する適正な額については、財務担当責任者がこれを決定する。

（現物照合）

第40条　有形固定資産については、毎会計年度に１回以上、固定資産台帳と現物とを照合するものとする。

第７章　予算

（予算成立前の支出）

第41条　本協会は、会計年度の予算が総会で承認されるまでの期間、会長の承認を得て通常必要と認められる経費を支出することができる。

（予算の流用）

第42条　支出予算は、業務執行上、必要かつ適当と認められる場合において、一般会計及び各特別会計のそれぞれの会計内で、会長の承認を得て他の勘定科目から流用することができる。なお、予算の流用を行った場合は、決算の承認を求める理事会において、その旨を報告するものとする。

第８章　決算

（決算）

第43条　本協会は、会計年度毎に決算を行い、次の各号に掲げる財務諸表、附属明細書、財産目録及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を受けなければならない。

１　財務諸表

⑴　貸借対照表

⑵　正味財産増減計算書

２　附属明細書

３　財産目録

４　収支計算書

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21. 4.28　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第４条、第５条第１項、第７条、第29条第１項及び第２項を改正

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22. 4.27　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第４条、第５条第１項、第７条、第29条第１項及び第２項を改正